

平成 21 年

新 城 市 教 育 委 員 会

6 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成21年6月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 6月24日(水) 午後1時30分から4時まで

2 場 所 新城市はつらつセンター会議室

3 出席委員

馬場順一委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 中根正介委員
篠津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘庶務課長
小西祥二学校教育課長
滝下一美生涯学習課長
村田道博文化課長
鈴木富士男スポーツ課長
請井浩二スポーツ課参事

5 書 記

松山立夫庶務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案の審議

第9号議案 新城市公民館分館長の委嘱について

日程第4 協議・報告事項

(1) 親子せせらぎエリア(仮称)案内看板の文面について

(2) 子供市民プールについて

(3) その他

日程第5 その他

委員長

平成21年6月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1 前回会議録の承認でございますが、ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので、ご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2 教育長報告をお願いします。

教育長

梅雨の真っ只中にありますが、作手ではみずみずしい新緑のなかにヤマボウシの白い花が満開です。やがて、梅雨明けと同時に、厳しい暑さがやってきます。夏に備えて、子供たちのために、教育委員会としてできることを、しっかりと準備していきたいと思います。

それでは、「6月の動き」について報告します。全体としては、「教育長報告メモ」のようではありますが、そのなかから、いくつかについて説明します。

まず、6月は、「新型インフルエンザ」の情報に神経をとがらせた一か月間でした。去る4月28日の臨時教育委員会で「新型インフルエンザ」に対する新城市教育委員会としての対応を協議して以来、新城市内での発生は確認されておりません。とはいえ、愛知県下では、今朝現在41名の発生となっており、予断を許しません。幸い、弱毒性ということで国での対応も季節型インフルエンザ並になってきましたが、これからも、情報に留意し、予防策の徹底と、市内で発生した場合の学校・幼稚園での対応を冷静に進めてまいります。

次に、学校訪問ですが、教育委員の皆様にも参加していただき進めておりますが、今月は、小学校7校、中学校2校、幼稚園1園の計10箇所を訪問しました。それぞれ地域や学校の特色を活かして実践を進め、真摯に教職員の資質力量の向上に努めていたと思います。後ほど、委員の皆様方の参観校に対する感想・ご意見をお聞かせ下さい。

そして、6月新城市議会ですが、29名中20名の議員が一般質問を行い、教育委員会関係では、4名の方が質問されました。

岡島議員からは「市民いこいのプールの今後の方向」について問われ、新城市教育委員会の方針は、当初より不変で、子供や市民の命を守るべき校舎の耐震工事や文化会館の補修工事、老朽化した市内小中学校のプール改修を優先していき、先の財政健全化推進本部において確かめられたように「市全体の政策課題」と認識していること。

兵藤議員の「校庭の芝生化への市の対応」については、市内小中学校の過去の芝生

化への取組の検証など十分な議論が必要であること。

山本(勝)議員の「生活に困窮する子供たちの現状」については、国の制度は見直されたが新城市の就学援助制度は従来の水準を維持していること。

長田議員の「校庭芝生化」については兵藤議員同様。「児童クラブの課題」については児童課で答弁しましたが、「放課後こどもプラン」を含め教育委員会としても喫緊の重要課題の一つでありますので、今後「教育委員研修会」で検討していければと思います。一方、鈴木(達)議員から「公共施設への地元木材の活用推進」について質問があり経済部長が答弁しましたが、教育委員会といたしましても、山吉田地区の統合新設校について配慮していくことが必要となります。

最後に、6月の諸行事から、若干の説明をさせていただきます。

まず、学校教育関係ですが、10日の「あいち・出会いと体験の道場」推進協議会ですが、これは愛知県知事を会長とする、中学生の職場体験促進のための協議会で、平成21年度は、県下60市町村の全303中学校の1,402学級49,831人が参加する事業で、各学級に委託料4万円が支給されます。市内6中学校も以前よりキャリア教育は熱心に取り組んでおりますが、商業・サービスといった第三次産業ばかりでなく、新城市の特色の一つである農林業での体験も拡充していただきたいと願っております。ちなみに、市内では、ファームステイを2中学校で、間伐作業を3中学校で行っております。

11日の合唱交歓会は、22回を重ねる、他地区にはないイベントです。小学校1年生から中学校3年生まで、市内の小中学生が集いあい、合唱を交歓する場で、子供たちの歌声やマナーも良く、あたたかいまなざしで多くの保護者も参観していました。学校から文化会館への輸送や会場の出入りなど、音楽担当の先生はじめ多くの方々のご尽力のおかげで、毎回大変充実した運営をしていただいております。また、合唱の様子は、ティーズで当日の実況放送について今後も再放送されます。

また、同日の中学生韓国派遣団打合せでは、合併後4年目にして、今年から作手中学校も加わり、市内6中学校が一団となつての派遣となりました。慶北大附設中学校との交流も21回目ということで、新たなる一步を踏み出します。団長には作手中学校長の梅田先生、新城中学校の柴田先生と鳳来中学校の立野先生が引率同行します。中学生は男子8名女子10名の18名です。

27日には、鳳来西小学校で、日本最古の塩瀬饅頭の塩瀬総本家の川島会長をお招きして、学校・学区をあげて、塩瀬饅頭ゆかりの地ということでふるさと講演会を開催します。また、28日には、舟着小学校で、プロバスケットチーム「浜松・東三河フェニックス」を迎えて子供たちの指導会を行います。そして、27日から29日まで新城市を訪れている中国吉林省通化市東昌区からの区長、教育局長はじめ訪日団12名も参観する予定です。

そして、本日、市内26小中学校の教員代表5名の方々から、「学校現場の多忙化の現況」を教育委員が直接聴取する懇談会を設けます。学校訪問等では見極めにくい現

場の状況などが話題に上ることと思います。教育委員会事務局としても、現場の先生方が子供たちの教育に専念できる環境を担保するために、本音の部分での懇談・協議ができることを期待しています。

次に、生涯学習関係ですが、3日に三河PTA総会を文化会館で行いました。新城の滝川会長さんが平成20年度の県P・三河Pの会長として務められ、ご尽力いただきました。この時も、地元教育長挨拶として、三河三川の源流は新城にあり、ぜひその地を訪ねていただきたいという話をさせていただきましたが、教育委員の皆様方には、「親子せせらぎエリア」の調査・選定につきまして、8日には大宮川、17日には亀淵川・乳岩川を実地検分いただきありがとうございました。新城市の生涯学習計画にある「親水 親林 親土」活動推進の第一歩として、安全を期して進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

13日の「つくでの森の音楽祭・風のコンサート」では、絵本やテレビで大活躍のタニゾーさんこと谷口國博さんを迎えて、120名ほどの親子を対象に、元気であたたかいひとときが繰り広げられました。若いアーティストの情熱が、子供たちの心を魅了する90分間でした。

14日の「クリーンフェスタ」では、私は千郷地区に参加しましたが、日曜日にもかかわらず、千郷中学生が200人ほど、教師20人ほどが、毎年のように自主的に参加し活躍していました。また、この日の午後、作手B&Gプールがオープンし、76人が入場しました。このうち作手の小学生148人中60人、40パーセントが入場しております。

「ツールド新城」は、7月4日、5日に総合公園を中心として開催されます。今回の参加申込者数は、市内外から1,288名で、過去最高となります。ちなみに、昨年は、1,013名でした。新城市教育委員会としても、市民スポーツの興隆や健康促進、交通安全の側面から、今後とも、市民への意識高揚をめざしてまいりたいと思います。

以上、教育長報告です。なお、今回から、「各課に寄せられている市民の声」を各課長より、報告事項のなかで紹介させていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長

ありがとうございました。ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見がありましたらお願ひします。

委員

出会いと体験のところで、中学生が職場体験の一環としてファームステイと間伐体験を行ったということですが、もう少し詳しく教えていただきたい。

教育長

職場体験として子供たちが、其々の事業所に連絡して職場体験するということは、全中学校が行っていますが、ファームステイについては、八名中学校と鳳来中学校の生徒が飯田市の農家に各1名から2名で泊まりまして、2日間にわたりお手伝いをす

るというものでございます。間伐作業につきましては八名中学校、東郷中学校、作手中学校の3校が森林組合の指導のもとに間伐作業を行うというものです。

委員

間伐作業についても、ステイですか。

教育長

これはステイではありません。

委員

ファームステイの場合、行く生徒と残った生徒はどうなりますか。

教育長

2年生全員が飯田市まで行って農家へホームステイをします。

委員

飯田市とは提携をしていますか。

教育長

私が八名中学校長の時に、それまで自然体験ということでスキーを行っていましたが、スキーはいつでも家庭でも出来るということで、もっと人とのふれあい、地元学区で農業をやっている家も多くありますが、三ちゃん農業どころか、じいちゃんばあちゃん農業になっていて、父さん母さんも知らないという中で、自分の家、学区での農業を見つめ直させたいとして、全国各地探しまして飯田市が受け入れてくれるということで、飯田市の観光協会と交渉しましてファームステイが実現しました。

それから10数年になりますが、その効果は非常に大きく、それ以後も家族同士で交流を続けているなど、単なるファームステイでは終わらず、そこからの広がり深まりという大きなものがあつたと思います。

また、学校では、おいしいといわれる「中宇利米」を炊きまして、生徒に食べさせたところ、非常に好評で、米作農家の生徒が、普段あたりまえと思っていたことが、その光景を見て、改めてわが家の農業を見直す機会になりました。

委員

なぜそのような質問をさせていただいたかというのと、私が豊川高校在職中にオーストラリアでファームステイを実施しました。最初は英会話に不安を持っていた生徒も、農家で作業をしていくうちに、次第に英語も分かるようになり、夏休みには個人的にホームステイをしに行くとか、生活に直接結びつくようなことを通しての人間関係が大事だということを身を持って体験できたことが非常に効果があつたように思います。そのような体験は将来において子供にとって大変有意義なものになると思いますので、より多くの子供たちが体験できたらと思います。すばらしい取り組みだと感じました。

委員長

市内での受け皿を開発するのは難しいですか。

教育長

理想としてはそうですが、離れてみて、ふるさつを見直すという効果も大きいと思います。逆に他地区の生徒が八名中校区等に泊まりに来るとか、そういうのもよいと思います。単に友達の家泊まりに行くのではなく、知らない家庭に泊めてもらう体験は今の子供たちはしていないのでよい体験だと思いますが、受け入れてもらう農家の意識を変えていかないと難しい。飯田市でもこのシステムを構築するには市がリードして何年もかかっています。飯田市については、その後全国的に有名になっています。それ自体が地域の村おこしという面でも効果があると思います。

委員

受け入れる側の農家としては、迷惑ではないが、中学生が来てやってくれるのはいいが、その間仕事は進まないし、意気を感じて受け入れてくれるということがある。作手地区とか鳳来地区で受け入れ態勢を構築するには一丸となってやらないと実現できない。作手地区ではそのような話も出ているので聞かせていただきました。

委員長

新城市では受け入れ側を探すのは各学校で行っているようだが、教育委員会で探すことはありますか。他ではやっているところもあるようですが。

学校教育課長

職場体験については、教育委員会で各事業所に照会して調整をしています。

日程第3 議案の審議 第9号議案 新城市公民館分館長の委嘱について

委員長

日程第3、議案の審議第9号議案新城市公民館分館長の委嘱について説明をお願いします。

生涯学習課長

(議案説明)

委員長

承認をいただける方の挙手をお願いします。全員挙手。原案のとおり承認とします。

日程第4 協議・報告事項(1)親子せせらぎエリア(仮称)案内看板の文面について

委員長

日程第4、協議・報告事項について、(1)親子せせらぎエリア(仮称)案内看板の文面について説明をお願いします。

生涯学習課長

(協議事項について説明)

教育長

この看板は、時期が来れば撤去する訳ですか。

生涯学習課長

8月1日から16日までと書いてありますので16日以降は撤去する予定です。

委員長

場所は、16日以降も新城市教育委員会推奨の親子せせらぎエリアになる訳ですね。

生涯学習課長

広報で周知する予定ですので16日以降も市民の皆様が訪れる可能性は考えられます。

委員

16日以降は監視員がいなくなるので看板の意味が違ってきますね。16日以降は監視員を置かない訳で推奨というのは難しいと思います。

教育長

要綱を作ったほうが良いと思います。曖昧ではどのような基準により行っているのか分からないので。

委員

新城市教育委員会が親水エリアとして開設する期間は8月1日から16日までと明確にする必要があると思います。

委員

水質等も含めて事故が発生した場合とか、重要になりますので明確にする必要があると思います。

委員長

16日以降でも監視員が居る居ないにかかわらず気をつけて注意する事項もあると思いましたので残しておいたほうが良いのかと思いました。

委員

1日から16日までの意味がなくなると思いますが。

委員長

その期間以外は監視員を置かないということは分かると思いますが。事務局も親水エリアとして開設する期間は8月1日から16日までと明確にするという考えですか。

生涯学習課長

表現が適切かどうか分かりませんが、1日から16日までは教育委員会が監視員もつけていますがそれ以降は、自己責任になりますという考えです。

看板の表記を開設期間にしたほうが、オープンとクローズがあるから明確にしたほうが適切だと思いますので。利用期間を開設期間に直すようにします。広報のほうは看板よりも簡単ですが意味が伝わりますでしょうか。広報は編集方針として、簡潔ということになっておりますのでこの前、委員さんの指摘があった事項等書いてありませんので不親切と感ずることはあるかと思ひます。

委員

原稿を見て思ったことは、紙面の制約はありますが、あまり教育委員会の思いが伝わっていないと感じました。具体的にどういうことかと言うと、水質・安全性・地域の協力等をもとに開設する訳ですが、これでは3地区で紹介しますとしか伝わらないのではないのでしょうか。教育委員会が推奨したということが一目で分かるような文章

が良いと思います。また、文章が前後、重複しているところがあると思います。

生涯学習課長

すぐに文章はまとまりませんが再度考えます。

委員

広報に「親子せせらぎエリア」という文字は出てこないが、どこかに入れたほうが良いと思います。

委員長

その辺の検討もお願いします。

委員

水の多い時とか、雷の時とかは使用できませんと入れたほうが適切だと思います。

マムシとかハチも都会から来た人は知らないかもしれない。事務局の方で意見を反映して再度検討するというをお願いします。

委員

看板の大きさですが、これだけの内容を書くとかかなり字が小さくなる。すべて必要ですか。

委員

事細かに書くのはどうか、まとめるものはまとめ、「何々をしてください。」等、語尾を統一したほうが良いと思います。親の自己責任という表現はまずいと思った。絶対とか、親の責任、という表現は教育委員会が責任逃れをしているととられかねない表現と思いますが。

委員

「何々をしましょう。」等、語尾を統一したほうが良いと思います。

教育長

幼児、低学年の児童の水の事故は、ほぼ100パーセント親が目を離した際に発生しています。「親が目を離さない」ということは、強い願いとして書く必要があると思います。

委員

文面の案を作って来ました。看板の文面としては長いと思ひまして、まとめてみました。たたき台にしていただければと思います。

委員

広報しんしろ「ほのか」に掲載する文章として最適ですね。

生涯学習課長

委員さんの案を参考に、事務局で再度検討して「ほのか」に掲載したいと思いますのでよろしくお願いします。

委員

場所が特定できる案内板も必要だと思います。

生涯学習課長

案内板に関連しまして乳岩のところは国定公園に指定されていますので、杭等を打つことは禁止されているとのことでした。監視員の方に持って行って帰りに持って帰ってもらうような対応になると思います。また、仮設トイレについても形状を変えることになると思います。今ある看板も許可をとって設置しているようです。

委員

乳岩の看板については、立てかけるようにするとか、看板で表示しないと指定された範囲が分からないと思います。

委員

涼風の里でも、他所から来た人から場所を聞かれることがあります。案内板は必要だと思います。

スポーツ課長

看板は新城ラリー等で使っているものがありますので作成します。

教育長

看板の設置について、照会した部署はどこですか。

生涯学習課長

観光課に照会しました。乳岩についてはかなり制約があります。

部長

乳岩については、帰りに倒していくという対応でよいのではないのでしょうか。

委員長

やってはいけないものは、やるべきではないと思います。

教育長

国立公園等については、自然の保護と同時に、国民にその価値を知ってもらうことも大切です。

委員

固定しないということはどうでしょうか。

委員長

いろいろ出ましたが、それを参考に事務局で検討していただくということをお願いします。

日程第4（2）子供市民プールについて

委員長

日程第4、（2）子供市民プールについて説明をお願いします。

スポーツ課長

（協議事項について説明）

委員

これは広報しんしろ「ほのか」で周知するのですか。また、受付の仕事は何をするのですか。

スポーツ課長

「ほのか」ですが、先程の親水エリアと同様1ページ分確保してあります。BGのプールについては6月14日から8月30日まで開放していますのでそちらと合わせてPRしてまいりたいと思います。受付につきましては、八名小学校のプールは校舎と離れていますのでプールに行くには、一箇所しか道はありませんので校舎側に受付を設けて、来年に向けてのアンケート調査を実施したいと思います。

教育長

BGのプールについては、全部の子供に無料パスポート券を配っており、パスポート券を提示すれば無料で入場することが出来る。八名小のプールについては、子供であれば誰でも入れるということですか。

スポーツ課長

市内外を問わず八名小のプールについては、子供であれば入場出来ます。

教育長

広報の原稿ですが、BGのプールについて「無料で入れる」ではなく「無料入場券が配ってあります」に修正していただきたい。

委員長

天候等で中止の場合の連絡はどうなるのですか。

教育長

八名小学校に放送をやってもらう訳には行かないので、教育委員会がやることになります。

スポーツ課長

市内全域での放送を考えてまいります。

教育長

作手BGのプールについては、雨の日でもやっている訳ですので、八名小プール休止の放送の後にBGのプールはやっていますと加えるようにしてはどうですか。

学校教育課長

小中学校で言いますと作手BGのプールの中止については、作手地区しか放送をしませんでした。ルールになっていました。

スポーツ課長

雷が鳴った場合、屋根があっても中止になっていたと思います。

教育長

確認してください。両方市民プールですので照会があった時困りますので。

スポーツ課長

雷の場合、直前に中止になる場合がありますので、その場合は監視員に連絡を取る対応を考えています。急の全域放送について周知できるか課題は残ります。

委員長

難しいところですが検討をお願いします。

教育長

有資格監視員の確保の目途はどうか。

スポーツ課長

警察からプール監視は警備業法の認定業者でないと許可されないと通知が来ていまして厳しい状況ですが、今のところ3件は入札参加に応じてもらえるということですが、入札の結果、不調に終わる可能性もあります。

教育長

不調になった場合、開催出来ない場合がありますか。

スポーツ課長

そうなった場合説明して、理解を求めるしか方法が無いかと思います。

教育長

事は急を要するので直近の入札日はいつですか。早いもの勝ちではないですか。

スポーツ課長

既にプールが開いているところがほとんどですので、今からお願いして8月というところはありません。入札日は7月8日です。その結果を見てからということになります。

教育長

いざとなったら教育委員会直営ということも考えなくてはいけない。

委員

広報に監視員のことは掲載してあるのですか。

スポーツ課長

市民プールに監視員が居ることは当然ですので、あえて広報で周知することは無いという判断です。後は監視員をどう確保するか、委託か直営かの手法の問題です。

委員

直営は可能ですか。お願いしますよといっても誰しも監視員の資格を持っている訳ではないと思いますが。

スポーツ課長

プール監視員は、救急救命の講習を受けること等は必要と考えていますが、資格というものはありません。従来市民プールにおきましても指定管理者ということでサービスセンターがアルバイトを雇って監視業務を行っていました。直営であれば、警備業法云々は関係なくなってきます。

教育長

AEDの配備はどうなっていますか。すぐ傍において置く必要があります。子供市民プール乳幼児等の場合は、より一層必要になると思います。

スポーツ課長

作手BGのプールについては、市民体育館のAEDを配備してあります。

庶務課長

AEDにつきましては、今年度各中学校に配備する予定で、今日入札がありまして、

業者が決まり契約行為に入っていきますので、8月1日までには八名中学校に1台配備される予定ですので、それを使用することは可能かと思えます。ただし中学校との協議は必要になると思いますが。納期については後ほど確認します。

委員長

親水エリアにAEDは配備しますか。

委員

推奨ですから、そこまではしなくて良いと思えます。

教育長

基本的に泳ぐことは前提にしていまないのでいらないと思えます。

委員長

それでは、せせらぎエリアにはAEDは配備しなということでもいいですね。利用対象者について高校生までとありましたが、16,7歳で高校生以外の人もありますが、その場合はどうするのでしょうか。

スポーツ課長

高校生までと書きましたが、18歳以下の子供とします。

教育長

幼児、小中学生及び18歳以下の少年としてはどうでしょうか。

スポーツ課長

幼児については、未就学児としたいと思えます。

委員

18歳以下の方としてはいかがでしょうか。

部長

前回の話し合いの中で、実際は18歳以下ですけれど表現を高校生でどうかといったように思えますが。

教育長

未就学児、小学生、中学生及び高校生等としておけばどうでしょうか。

委員長

事務局で検討をお願いします。他に質問はありますか。

委員

先程のAEDの件ですが幼稚園等にも配備されるのですか。

庶務課長

今回は中学校にはじめて配備するものです。部活動等激しい運動をするということをお案した結果です。将来的には小学校、幼稚園にも配備することになると思えます。

日程第4(3)その他

委員長

(3)その他 何かありますか。

学校教育課長

新型インフルエンザですが、6月19日付けで厚生労働省の方針が変更されましたので、変更があったことを踏まえまして、前にお示しした、休園休校に係る連絡も一部変更しましたのでご確認をお願いします。

愛知県教育委員会から休園休校等の措置の要請があること。新城市の新型インフルエンザの対策本部の行動計画の関連性を見ながら教育委員会が決定していくことも変わっていません。

今度変更されたところは、患者発生による臨時休業については、その状況により学級閉鎖、学年閉鎖、休園休校のいずれか3通りの方針に転換されました。従って教育委員会で判断することにつきましても、前回は、市内一斉に休園休校ということでしたが、基本的に該当学校の子供に患者が出れば兄弟がいる学年も閉鎖というのを基本にして考えていきたいと思っています。小規模校では学校全体を休校にするとか学校規模と発生状況によって違ってまいります。その決定をした場合には連絡につきましても、新型インフルエンザについては市教育委員会から指示を出すこととなります。指示を出した場合には校長会を通じて全校長に情報を流します。対応につきましても前回と変わってはいません。防災無線での連絡につきましても、市内一斉の場合のみ流しますが一校の場合は流しません。発熱の患者の受診の流れについては、今までは発熱センターに行くということ事でしたが、厚生労働省の提案ではかかりつけの病院があれば病院へ行っていただき、無い場合には、保健所か発熱センターがある病院へ行っていただく、基本的には重篤でない場合は自宅静養が方針ですので、薬を処方され自宅静養になるのが原則になるかと思えます。学校ごとの休園休校等の対応になりますのでご了解をお願いします。

教育長

情報の流れとして新型インフルエンザの判定については、県に送って判明し県から直接市教育委員会に連絡があるということですね。それを市教育委員会が、保健所、県教育委員会に連絡するということですね。県から市教育委員会に連絡があった場合のマスク対応をどのようにするのか。今までは各教育委員会で対応していたと思いますが、今後県が対応するのか、市教育委員会で対応するのかどうなっていますか。

学校教育課長

対応マニュアルでは新型インフルエンザの対策本部になっていますので新城市が対応することになると思います。学校対応についても教育委員会から対策本部に情報を流し対策本部から記者発表することになると思います。

教育長

学校教育課長の立場としては、県、市、教育委員長に連絡をするということですね。

庶務課長

教育長報告の中で各課に寄せられている市民の声があるかということですが、庶務課においては4月以降一般市民からの苦情等はありません。

学校教育課長

学校教育課ですが、苦情等ではありませんが相談窓口を開設しておりますので、学校では解決できずに相談窓口に相談というのがありますが担当指導主事が適切に対応しています。あすなろ教室の指導員の指導を受けて復帰を求めているとか、また、子供が問題なのですが親御さんのケアが大切ですので面談をするとかいうことがあります。

生涯学習課長

生涯学習課では苦情ではありませんが、3月頃、趣味で能面を作っている方がみえまして、発表する所は無いかという要望がありました。今後「第20回新城薪能」が開催されますので、それに合わせて8月1日から31日まで能面展を開催することを予定しております。

文化課長

3点報告します。地域文化広場ですが、開館時間について従来8時30分に開錠していましたが利便性の向上等を考慮し、5月20日から8時15分に開錠することにしました。このことにより部屋の使用は出来ませんが荷物の搬入等は可能となりました。文化会館の改修について6月17日に入札を行いました。工事期間中も従来どおり安全面に留意して開館いたします。市民講座のチラシに誤植がありまして市民から指摘を受けました。以上です。

スポーツ課長

苦情については環境整備の要望ということで緑ヶ丘区長さんから防犯灯周辺の樹木の伐採というのがありましたので対応しました。レストハウスの草刈、テニスコートの砂入れ等要望があります。有海テニスコートにつきましても草刈等要望があります。新城小学校、千郷小学校のナイターについて、すべての照明を更新したところ利用者からまぶしすぎるといった指摘がありました。

委員長

以上報告を受けましたが何か質問はありますか。

委員

学校教育課からの報告についてですが、ここ1月間のことですか。

学校教育課長

4月からということですが。件数については数件あります。

委員

スポーツ課の草刈等については、利用者にある程度協力してもらうことは考えていますか。また、利用料についてお聞かせいただきたい。

スポーツ課長

利用者に管理作業をしていただくようお願いをしたいと思います。まだ実現はしていません。有海のテニスコートは無料で、レストハウスのテニスコートについては有料となっています。

庶務課長

利用料金については、財政健全化に向けての取り組みの一項目として公共料金の再検討ということを行ってまいりまして、必要経費は受益者負担というような基本的な考えをもった見直しの動きがあります。

委員

公共料金の値上げで管理料を賄いたいというのは分かりますが、一般市民の感覚としては、値上げの連続の感が否めない。使用する側が施設を大切にするとか、そういった感覚を身につけてもらう方向にもって行けたらと思います。

委員

一定の配慮は必要だと思っておりますが、理解を得られる範囲で行っていくべきだと思います。

委員

施設の担当が草刈等を行うというようなことは長続きしないと思います。必要な経費は計上しないといけないと思います。

教育長

一学期の学校訪問を終えて委員さんが感じたことをお寄せいただきたいと思います。

委員長

次回の教育委員会議は、7月29日水曜日午後3時30分から開催とします。
以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。